

令和 7・8 年度 東成瀬村入札参加資格審査申請要領
(物品製造等：物品・役務の提供等) (随時受付)

令和 7・8 年度において東成瀬村が実施する競争入札（見積）に参加を希望する方は、次により入札参加資格審査申請手続を行うこと。

1. 資格要件

次の要件をすべて満たす場合のみ申請できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 国税（消費税を含む）及び地方税を完納していること。
- (3) 代表者（役員及び委任を受けた者を含む）又は、その経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- (4) 申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる事業所についてはこの限りではない。

2 受付区分

- (1) 物品製造等（物品・役務の提供等）

3 受付期間及び提出先

- (1) 県内事業者・県外事業者

ア 提出方法 **郵送等による（ただし持参も可）**

イ 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く）
（土曜・日曜・祝日は除く）

ウ 提出先 〒019-0801
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1
東成瀬村役場 総務課 入札・契約担当

エ 注意事項

- (ア) **封筒に「東成瀬村入札参加資格審査申請書 在中」と朱書で明記すること。**
- (イ) 書留・配達記録郵便物受領証又はそれに代わる記録を保管しておくこと。
- (ウ) 受領票は、郵便はがき等による受領票が同封してある場合に限り発行する。

4 提出書類、提出部数、申請書作成方法

別紙「令和 7・8 年度東成瀬村入札参加資格審査申請書提出書類一覧表」による

※ 該当する書類を番号順に並べ、**表紙及び背表紙に事業者名を記入**した A4 縦フラットファイル（**樹脂綴具**・色指定なし）に綴じること。ただし、2 部提出とされている「入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）」と「営業経歴書（様式第 2 号）」については 1 部のみをフラットファイルに綴じ、残りの 1 部は穴をあけたり綴ったりせず、クリップ止めにして提出すること。

5 注意事項

- (1) 申請書のあて先は 東成瀬村長 備前 博和 とすること。
- (2) 追加資料を求める場合があるので、速やかに対応すること。
- (3) 次の場合は、その事実が発生した日から起算して1か月以内に入札参加資格審査申請書変更届（様式第9号）に必要な書類を添付して提出すること。入札参加資格者名簿に登載された後も同様とする。

申請書提出後に申請書の記載事項に変更があったとき。

なお、重要な事実及び事項に変更があったにもかかわらず変更届を提出しなかったことが明らかになった場合は、故意の記載漏れを行ったものとみなす場合がある。

- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実及び事項について故意に記載漏れを行ったことが明らかになった場合は、村が入札参加資格審査を行う全ての業務について当該申請者に係る資格審査を行わないとともに、すでに入札参加資格者名簿に登載された場合は直ちにこれから抹消する。また、後年度に行われる入札参加資格審査申請において、当該申請者による申請を制限する場合がある。

- (5) 申請日以降に次のいずれかに該当した場合は、変更申請すること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続の申立てをし、同条第2項の規定による申し立てをされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをした者が、当該手続の開始の決定を受けたとき。

イ 名簿登載者が会社法に基づく分割又は事業譲渡を行ったとき。

ウ 個人の名簿登載者が設立した法人が、当該名簿登載者から事業を承継したとき。

エ 個人の名簿登載者の配偶者等が、当該名簿登載者から事業を承継したとき。

オ 名簿登載者から事業の全部または一部を会社法に基づく合併、分割、事業譲渡により譲り受けた場合であって、事業を譲り渡した名簿登載者が村長に当該事業に係る廃業の届出、または名簿登載の取り下げをしたとき。

6 問合せ先

秋田県東成瀬村 総務課 入札・契約担当

（TEL 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）

（注意事項）

正確を期すため、質疑は質問用紙（様式第19号）に記入のうえファクシミリで行うこと。（口頭での回答は一切行わない）